

障第1166号
令和3年1月14日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等を含む。)

} 様

岐阜県健康福祉部長

新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態対策」について

この度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に鑑み、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域として岐阜県に緊急事態宣言が発令され、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部において「緊急事態対策」（令和3年1月14日）が示されたところです。

については、令和3年1月14日から2月7日までの間、県内の障害福祉サービス事業所等におかれましては、福祉施設における対策として、先の「非常事態緊急対策」（令和3年1月9日）に引続き、感染拡大防止の徹底をお願いいたします。

なお、緊急事態宣言後の障害福祉サービス事業所等の対応につきましては、利用者の方々やその家族の生活を継続する観点から、十分な感染防止対策を前提として利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが求められており、サービスの継続等に当たっては、別添「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」（令和3年1月13日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）等により対応いただきますようお願いいたします。

<添付資料>

- ・「緊急事態対策」（令和3年1月14日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部）
- ・「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」（令和3年1月13日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）
- ・「緊急事態宣言の対象地域の追加に伴う就労継続支援事業の取扱い等について」（令和3年1月13日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）

| | | | |
|---------------------|----------------------|----|----|
| 岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係 | | | |
| 係長 | 奥村 | 担当 | 信田 |
| T E L | 058-272-1111 内線 2686 | | |
| F A X | 058-278-2643 | | |